

2025 年 6 月 27 日

食品アクセス確保緊急支援事業（第 2 期）説明会 Q&A

1. LINE システムの導入事例はあるのか？
ー 現時点では、LINE システムの導入事例はない。
2. 精算払い（入金）はいつ頃の予定か？
ー 入金は 3 月中旬頃を予定している。
3. 人件費の考え方について、既存の取組を拡大する場合も第 1 期と同様か？
ー 人件費の扱いは第 1 期と同じ考え方である。フードバンクの機能強化支援では補助対象経費となるが、フードバンク等の立上げ支援では対象経費とならないため、ご留意願う。
4. 職員の私有車を使って食料を運搬する場合、規程があればその通りに支払われるか？
ー 団体職員の私用車をリース契約（貸主・借主ともに団体職員）等することにより、運搬に使用した場合は、補助対象外となる。団体職員以外、もしくはリース会社・レンタカー会社からの賃借が対象となる。
5. 冷蔵庫などを購入した場合、この事業終了後も同様の用途で使用していることをどのように証明すればよいのか？
ー 特に証明書類の提出は求めているが、監査等が入った際に説明できるようご準備いただきたい。
6. 立上げ支援について、支援を行う団体が申請することは可能か？
ー これから立ち上げようとしている団体を支援する中間支援団体は、食品の提供を行っていないことから、申請対象外である。
7. フードバンク団体への寄贈量が減少し、食品取扱量の拡大が達成できなかった場合、ペナルティはあるか？
ー ペナルティはない。あくまで食品取扱量の拡大に向けて取り組んでいただくという趣旨である。

8. 利用者の特定について、どの程度の個人情報が必要か？また、中間支援団体が個人情報を取得する必要はあるか？

— 個人情報の取得を求めるものではない。ただし、利用者を特定せずに配布した場合は補助対象外となる。

9. フードバンク等の立ち上げ支援は、設立からどれくらいの期間までの団体が対象か？

— 対象期間に明確な制限はない。ただし、実務面では「機能強化」での申請も検討いただきたい。

10. フードドライブの実施者（例：小学生など）から事業実施者へ着払いで食品を送付する場合、その輸配送費は補助対象になるか？

— フードドライブの実施者は食品関連事業者等に含まれるため、補助対象となる。

11. この事業は次年度に4月から翌年3月末までの通年事業となる予定はあるか？

— 現時点では通年での実施予定はなく、基本的に半期ごとの実施になる見込みである。

12. フードパントリー事業者が食料を提供した際、提供先の情報はどのように記載すればよいか？

— 提供先が個人の場合は、「個人」とだけ記載していただければ問題ない。

13. ガソリン代が1kmあたり16円とされていますが、これはガソリン価格を何円と想定した金額か？

— 制度開始当初の価格設定に基づいており、現在の価格高騰は反映されていない。

14. 事業の開始時期はいつになるか？

— 採択通知を受領後、交付決定前着手届を提出していただくことによって、10月1日からの開始を予定している。

15. 協議会の構成員に第1期で2,000万円の補助を受けた団体が含まれている場合でも、申請は可能か？

— 協議会自体が食品提供を行うのであれば、構成員とは別団体とみなせるため申請は可能である。

16. 第1期で2,000万円を採択された協議会の構成員が単独で申請することは可能か？
一申請いただける可能性があるため、申請スキームを事務局に送付の上、ご相談いただきたい。
17. お寺のお供え物の一部を配布している場合、この活動内容で応募する際は、「立上げ支援」か、それとも「機能強化」か？
一例えば、提供先が複数の市区町村にまたがっており、令和6年1月1日以前から手引きを活用しているなど、応募団体の要件を満たしていれば「機能強化」での応募が可能。
18. 食品提供先には、児童養護施設や社会福祉協議会も含まれるか？
一生活困窮者などに食料提供を行っている団体であれば含まれる。
19. 「令和6年1月1日以前より、農林水産省の手引きやガイドラインに基づく食品の取扱い、又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること」とは、具体的にどのようなことを指すのか？
一手引きの内容を満たして活動していれば、認められる。課題提案書の「手引きをどのように活用しているか」を記載する欄に記載いただき、その内容をもとに判断する。
20. この事業のPRのために自団体のホームページを更新する場合、その委託費用は補助対象となるか？
一その他経費の「普及宣伝費」として補助対象となる。
21. 食品提供履歴管理表について、品名の詳細はどの程度まで記載する必要があるか？
一具体的な商品名までは必要なく、ある程度まとめて記載いただいても問題ない。
22. 主に高齢者の買物困難者を対象とした買物支援事業を今年4月から開始した。内容は、自宅への送迎とショッピングセンター等での買物サポートであるが、この事業は「フードバンク等の立上げ支援」に該当するか？
一本補助金は食品を必要とする方への「食品提供」を支援対象としているため、買物支援のみでは対象外となる。

23. 公益事業としてこども食堂を実施しています。既存の企業が新たにフードバンク活動を始める場合、「立上げ支援」に応募できるか？
—応募可能である。
24. 単独の NPO が主体となって協議会での応募を行うことは可能か？
—応募可能である。
25. 食料提供を行うお寺が複数の市町村にまたがって活動している場合、「機能強化」の条件に当てはまるか？
—当てはまる。
26. 配送時に、配送に従事する方が所有する自家用車を使った場合、その車両の賃借料は補助対象になるか？
—配送を行う方が申請団体の所属員であれば、団体内での契約となるため補助対象外である。ただし、配送を行う方が全く別の団体である場合は補助対象となる。
27. 食品の管理システムについて、既存の入出庫管理システムを導入した場合の費用は対象になるのか？カスタマイズされたもののみが対象なのか？
—既存のシステムを導入する場合も補助対象である。カスタマイズは必須ではない。
28. 食品提供を受ける際の輸送費（宅急便など）は補助対象になるか？
—補助対象となる。費用申請時には請求書の提出が必要である。

以上